

## 今年度の業務内容

### 1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和6年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

#### 1) 令和6年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない(変更なしと記述)。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

#### (1) 近畿地方環境事務所が定期的に実施

##### ① 国有地等の仮置場候補地の現地調査

##### ※机上調査・現地調査

- ・国有地等の仮置場候補地（1ha 以上。計 10 箇所程度）に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地の施設管理者等との協議を実施する。選定にあたっては、令和6年度に自治体に対して実施した仮置場調査により得られた国有地等の利用希望情報をもとに、府県を通して市町村に優先順位を確認する。
- ・協議の上、立入許可が下りた候補地は現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認を行う。
- ・以上を踏まえ、候補地にて実効性ある仮置場運用をするにあたっての条件整理及び評価を実施する。

#### (2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

##### ※アンケート調査

##### ① 災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

##### ② 災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

### ③災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

### ④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況

### ⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）

### ⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制

### ⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

## 2. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

令和4年度に大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会環境部会において、令和元年度からの3か年に及ぶ検討の成果を共有した。これにより、発災時の大阪湾圏域の災害廃棄物の処理対応方針について確認し、共有することができた。令和5年度はワーキンググループにおいて状況を確認した。令和6年度は大阪湾広域臨海環境整備センターが検討した「大阪湾フェニックス処分場における災害廃棄物処理に係る考え方」について意見交換を行った。

今年度は、発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所で平時及び発災時に取るべき対応について、引き続きワーキンググループ（1回程度）を通じて情報の共有を図る。

## 3. 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向けの勉強会を実施する。

### 1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会

府県及び市町村の新任担当者に対して、初動対応や情報伝達方法の説明など、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する勉強会を出水期前に1回（半日程度）開催する。

### 2) 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、災害廃棄物処理に関連する課題をテーマとして、課題別研修会を3回程度開催する。

今年度は、自治体職員向け1回、近畿ブロック内人材バンク登録者向け2回を各2～3時間程度実施する。

#### 4. 地域別出前講座の実施・運営

近畿地方環境事務所が市町村等を対象とした地域別出前講座を行う。

出前講座は、近畿ブロック管内6府県2地域程度、合計12地域程度において、1地域当たり2～3時間の内容で実施する。なお、各府県の実施地域については、参加市町村等の状況、地域特性等を踏まえて決定する。

#### 5. 仮置場設置・運営訓練等の実施・運営に係る支援

近畿ブロック管内の自治体が実施する災害廃棄物仮置場や集積所の設置、運営等に伴う演習、またはワークショップ及び実地訓練（以下「訓練等」という。）について、その実施や運営を支援する。

訓練等の実施要領を作成し、近畿ブロック管内の府県及び政令市・中核市等の市町村を対象に本実施要領に基づく訓練等の実施方法・内容について提案募集を行い、応募自治体の提案内容等を踏まえて、6自治体（複数の自治体等による共同実施を含む）を選定する。

1自治体（1回）当たりの訓練等は演習等2時間、実地訓練2時間程度とし、仮置場の設置・運営等に必要となる一連の業務を模擬体験できる内容とする。

#### 6. 能登半島地震災害廃棄物処理に係る現地視察

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、石川県を中心に大量の家屋等の解体ごみや片付けごみが発生し、現在、災害廃棄物処理が実施されているところである。本業務は自治体等の災害廃棄物担当者の知見等を向上させることを目的に、石川県奥能登地方における災害廃棄物仮置場での運営管理、また分別や選別、破碎等の処理の状況について把握、確認するため、現地視察を実施する。

ア 実施時期：令和7年5月28日（水）7:30～17:00頃

イ 視察行程：JR金沢駅～珠洲市仮置場～穴水町仮置場～JR金沢駅

ウ 移動手段：貸切りバス（視察者はJR金沢駅に集合、解散）

エ 視察対象：近畿ブロック管内自治体及び一部事務組合の担当職員

## 7. 市町村災害廃棄物処理計画策定に係る支援

令和6年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進計画では市町村の災害廃棄物処理計画の策定率を2030年度までに100%にする目標が設定された。また、昨年8月には「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表され、近畿地方においても大規模災害への備えを早急に行う必要がある。

そのため、近畿ブロック管内で計画未策定の市町村を対象に、能登半島地震における災害廃棄物、し尿処理等において明らかになった課題や教訓、頻発する水害への対応等も踏まえ、年度内に実効性のある計画案が策定されるよう支援する。

支援に当たっては、府県担当者と綿密に連携して進めるとともに、行動計画や府県災害廃棄物処理計画との整合を図る。

- ①「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）」等を踏まえ、各市町村の固有事項を入力することにより災害廃棄物処理計画となるワークシートを作成。
  - ②災害廃棄物処理計画の必要性及びワークシートの作成方法について説明。
  - ③中間時点で市町村からの質問の共有など、必要な助言や支援を実施。
  - ④最終の計画案作成に向けた必要な助言や支援を実施。
- ※ ②～④についてはオンライン等で各1回程度実施することを想定。
- ※ その他、市町村等からの質問にはメールまたは電話で対応。